

込めないため134万9,000円を減額するものであります。3目受託工事収益では、減収見込みで200万円減額するものです。

2項営業外収益につきましては、預金利息及び雑収益の増収を見込み、また消費税還付金の減少を見込みまして計上いたすものでございます。

水道5ページの支出でございますが、1款1項営業費用につきましては、1目浄水及び配給水費では1,214万8,000円の減額で、委託料、修繕費、動力費などを精査し、不用見込額を計上しております。3目業務及び総係費では、各節を精査しまして12万1,000円の減額をするものでございます。次のページ、6ページの4目減価償却費では108万1,000円の減、5目資産減耗費では486万3,000円の減、2項営業外費用では1目支払利息、2目消費税、それぞれ精査しまして652万5,000円の増額補正いたすものでございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入の1款1項企業債では、第4次拡張事業債の7,000万円を減額するものです。入札での請負差額によるものです。また、水道水源開発施設整備事業債10万円減は、負担額の変更によるものです。合わせて7,010万円の減額であります。

次のページ、水道7ページ、3項国庫補助金につきましては、長井ダム使用権にかかわる負担額の変更による39万9,000円の減額であります。

4項その他の補償金につきましては、県事業に伴います配水管布設替工事の精査により補償費を1,120万円減額するものです。5項出資金につきましては、長井ダム使用権負担金の変更による一般会計からの出資金26万6,000円減額するものであります。

次に、支出でございますが、1款1項建設改良費につきましては、2目第4次拡張事業費に

つきましては清水町浄配水場更新事業の請負差額や設計業務委託の請負差額での減額、また老朽管更新事業では増嵩しまして精査をした結果、2億1,250万円減額するものです。水道8ページをお願いいたします。3目水源開発費では、長井ダム建設負担金の変更による79万8,000円を減額し、4目配水施設整備費については、県事業に伴う配水管布設替工事等の請負差額など精査による減額、また委託料の不用見込額を減額し、合わせて2,894万7,000円減額するものです。

2項企業債償還金につきましては、繰上償還にかかわる補正で、1億2,931万9,000円を減債積立金で充当するものであります。

以上、水道事業会計補正予算第2号の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○**大道寺 信委員長** 概要の説明が終わりました。

これより各会計補正予算案の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

議案第39号 平成19年度長井市 一般会計補正予算第7号についての 質疑

○**大道寺 信委員長** まず、議案第39号 平成19年度長井市一般会計補正予算第7号の1件について、ご質疑ございませんか。

17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** 商工観光課長にお聞かせ願います。2件お聞かせ願います。

10ページのあやめ公園入園料がマイナス1,084万4,000円というふうになったということは、大変そこはよくわかるんですが、なぜわか

るかという、予算組む段階でもともと無理なんではないかという疑問をしてるんですね。そのときには幾つか、いや、こういうふうに歳入を見込めるから大丈夫だと、こういうふうに答えたと思うんです。それでその幾つかを、多分500円から200円アップしてこういう入園料にするからとか言ったと思いますね。まず、こういうふうにマイナスの補正を組まなきゃいけなくなった理由についてと、もう一つ、当初予算と比較して、このマイナス分というのは何%に当たるかをお聞かせください。

○**大道寺 信委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。

まず、1点目のあやめ公園の入園料の見込みの部分でございますが、平成19年度におきましては、平成15年程度の入園者数を見込むというふうな目標を持って進めたわけでございますが、有料入園者数で目標値として設定をしておりました4万9,600人が実質的には3万1,000人程度、3万2,000人程度というふうなことであったというふうなことでございます。これにつきましては、花回廊キャンペーンということでJRの方が頑張っていたいております首都圏へのPRというふうなことで、それによる増加を期待したところであったんですが、その線まで届かなかったというふうなことでございます。19年度の目標値に対しましては、入園料収入で60%でございます。

恐縮です。もう1点は何でしたでしょうか。済みません。

○**17番 蒲生吉夫委員** 当初予算と比較してマイナスが出たという要するに歳入欠陥が出た理由としては、幾つか言ったと思うけども、答弁のときに、それが何々だったかと。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** 申しわけございません。続けさせていただきます。

まず1つ、入園料の減収につきましては、アヤメの開花状況が若干思わしくなかったという

ふうなことで、入園料の徴収を6月15日から始めないといけなかったというふうな状況がございます。それから、サクランボの不作によるツアーのキャンセルというふうなことが19年度は大きかったというふうに考えてございます。

○**大道寺 信委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** わかりました。去年の3月に質疑してたとおりになったんで、あんまり驚いてないんです。しかし、60%も狂うというのはやっぱり予算の立て方に問題があるというふうに思うんですね。後でこれは所管課で検討していただきたいところではありますが、次に商工観光課長に同じようにお尋ねいたしますが、32ページにいわゆる電話設備設置等工事費として59万6,000円見込んでいるものは、先ほどの説明によりますと、地場産業振興センターの事務所に移転するというふうに説明だったですね。役所の職場があそこに行くというのはどういふもんだらうかと、かつてあそこ建設して一番最初から観光協会が入ったんですよね、3階の部屋に。監査が来るたんび看板を外したんです。そういうこともあって、多分3つぐらい理由があったと思うんですけども、観光客を案内しやすいようにということで、まず駅に持っていかうと計画したことと、あと何か忘れたけれども、地場産業振興センターを建てるときに無利子の高度化資金の融資を受けてるんですね。ですから、観光協会であっても常設しておくというのはあそこでは難しいと、こういうふうにして観光協会も移動したんだと思います。そこに役所の職場が入るといふのは問題なしというようにさまざまな角度から検討なさったんでしょうか。

○**大道寺 信委員長** 齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** 市の私どもの方の事務所がTASビルの中に入るというふうなことにつきまして、会計検査というふうな状況もあ

るかというふうには思われますが、今の段階、今の産業振興策というふうなことを考えていく上では地場産センターと一緒に事業を考えていった方がいいというふうな考え方でございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 事業のあり方として、それはそっちの方が都合がいいというふうに判断した理由はわかりました。私、今質問したのはそうでなくて、それなりの融資を受けるときにはそれなりの約束事するでしょう。その部分の話はどうなったんでしょうかということなんです。長く商工の方にいますし、地場産の方の事務局長もしたこともあるんで、その辺の関係はよくわかると思うんですね。例えば県の職員だとか県の職場だとか、聞けるところがあると思うんですよ。要するに知らないふりしてやってしまっているのかどうかという問題なんです。そこは、そういうところの確認はいかがなされたんでしょうかという質問なので。

○大道寺 信委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 お答えいたします。

検討に対する確認というふうなことは行ってはございません。今後の体制というふうな状況を踏まえて移転の方を進めていくというふうなことでございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 実際移動する前に検討した方がいいんでないかなというふうに思います。

次に、図書館長にお伺いいたします。42ページに図書購入費のマイナス34万5,000円というふうになっておりますね。この前、市報に新刊図書、こういうのが入りましたと、こういうふうに書いてありましたので、それなりにずっと買ってきているんだと思います。図書購入する場合には、審議会、審査会でしたか、図書購入入とか審議会というのか何かありますね。そういうところに多分諮っているんだと思います。

当初予算見てみたら300万円だったですね、ちょうど。この300万円の11.何%かぐらいに当たるわけですね、ここの部分というのは。事業まだ終わってないと思うんですね。この予算をどういうふうにかマイナスにしようというふうに検討を終わすのは2月の中旬ぐらいまでだというふうに思うんですね。今年度の予算組んだものが達成されたのかどうかということです。目的が達成されたんでしょうかということです。

それともう一つは、予算組むときというのは大体、今だとどれぐらいするかわかりませんが、例えば1冊平均1,200円だとか1,300円で計算した場合に、1,500円で計算すれば2,000冊ですね。そういうふうになるわけで、そういう平均的な値段などはどういうふうにしてか求めてあったと思うんですが、そこはどうでしょうか。

○大道寺 信委員長 宇津木正紀図書館長。

○宇津木正紀図書館長 ただいま2点ご質問いただいたと思います。

1点目は、目的は達成されたかということについてでございますが、当初目的としていたところには達成していないという状況でございます。

1冊の単価ですが、大分、購入するときの、選定したときの状況によっても違いますが、大体1,600円から1,700円ぐらいだというふうに見ておるところでございます。以上です。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 私、不思議に思うんですよ。かつて、ここはこの程度の予算でなかったんです。目的が達成されないのにやめちゃうと、マイナスの予算組むと、おかしいなと思って、総務協議会の方にさまざま説明したようなんです。依命通達というのをだされてるんですね、12月27日に。財政課長から各課、室の方なんです。これ見ていきますと、第4四半期の予算配当についてという項で、アンダーラインが

+

引いてあるのは、この資料、私ら勉強会の折に議長にお願いをして資料として出していただいたものです。すべての費目において予算現額の3%相当額まで配当を留保するものとする。これ3%ですね。今言ったように、300万円の予算に対して11.何%かです。これというのはどういうことか、財政課長はここ、わかりますか。今そういうふうなマイナスをしてるわけで、これに基づいてやったとしたら3%ぐらいなわけで、そこはどうでしょうか。

○大道寺 信委員長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 お答えをいたします。

依命通達ということで、財政課長名で確かに12月の27日に文書を配付させていただいておまして、ご指摘の中身の記載がなされているところです。委員ご指摘のその3%のところについては、配当を留保するという意味での3%でございまして、その前段のところには、不要不急の場合は執行中止することなども含めて執行残額の確保の観点からということでの文言をつけさせておいていただきました。ですので、私の方では、図書館の方でその執行状況等を勘案した上で、今回減額の34万5,000円というふうな要求がなされているものだというふうに認識をしているところでございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 今、財政課長から答弁がされたように、目的が達成まだされていないにもかかわらず、不要不急のところはやめてくださいという指示なんですね。通達なんですね。ならば、目的達成していなくて11%以上も残して、どうしてその……。本を待ってる人がいるんですよ、新しい本を。第何週の何曜日でしたっけか、そういうところに入るというのはわかってるんですよ、市民の方は。そこをねらっていち早く借りに行くんですよ。要するに待ってる人がいるってということなんです。その図書購入の目的が達成されていないというふうに、

いないけれどもマイナスの予算にしたというのは、ならば何の理由でそこでやめてしまったのかという部分についてお答え願いたいと思います。

○大道寺 信委員長 宇津木正紀図書館長。

○宇津木正紀図書館長 私どもの方としては、図書購入費が11%程度なんですが、全体の予算額からすると3%程度ということで、それがほかの部分というのは義務的経費が、保守点検とか業務委託とか契約上どうしても払わなければならない義務的経費に近いということで、全体で3%ということを見ると図書購入費しかないということでやむなく、大変苦しい思いだったのですが、苦渋の決断をしまして、図書購入費の減額を考えたところでございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 財政課長が言ったように、義務的経費まで含めて、契約して金額が決まってる部分ですね。そこも含めて3%を削れというのは、これはもともと無理な話をして図書館費全体の中で3%を達成させたということですね。やっぱり市民サービスの最たるところですね、一番のところですよ、図書館費としては。そういう意味では、私ら新年度の予算、今度審議しますね、後の予算委員会の方に付託されましたので。こういうことであれば、わざわざ細々と予算審議なんかする必要なくなってくるんですよ。そういうふうに考えていいのかどうかというのがありますけども、私はやっぱりそれではぐあいが悪いんだと思いますね。図書館の管理委託などについては6人の職員を雇っている、何という会社だかちょっと忘れましたが、委託してるんですよ。司書の資格持ってる人や、そうでない人もいるわけですけども、どう考えたってそこは削りようがないと思うんですよ、3%削れと言われたって。こういう予算のあり方でいいのかというふうに私、疑問に思うんですよ。この通達だけではちょっと

わかりませんけれども、そういうところまで含めて3%を達成しろというふうにしたんですか、財政課長。

○大道寺 信委員長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 お答えをいたします。

この通達の委員ご指摘の(1)の第4四半期の予算配当についてというところをよくごらんいただきたいと思っているのですが、誤解のないように申し上げますと、あくまでも四半期の配当については配当時点で3%を留保するというところでございまして、3%の執行残を必ず残せというものではございません。繰り返しになりますが、この通知の段階で、現時点でまだ未執行となっているものについては再度検討をお願いしたいということを申し添えているものでございますから、委員ご指摘のような中身のものではありませんので誤解のないようお願いをしたいと思います。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 そういうことでありますので、まだ目的達成してなかったら、しなきゃいけない部分ですよ。図書館長として執行しなきゃいけない部分を残したんだと思います。ちなみに来年度の予算見てきましたら、ややこの分を抜いた分ぐらいの予算なんですね、図書購入費は、270万2,000円です。そういう意味では、正しく理解しなかったんじゃないでしょうか。教育長、どういうふうに読みますか、ここは。

○大道寺 信委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 この34万5,000円ですね、これ私もちょっとつかつて、ぎりぎりの状態で図書館長の方から聞いたんですけども、委員ご指摘のように、これまでもずっと図書購入費というのは減額されてきています。ぜひ図書購入費についてはもう増額を希望してるぐらいですから、もちろん市民の方もそれを望んでいるんだと思いますし、新刊書の方がずっと貸出回数が

多いんですよ。これ当たり前のことだと思います。それで、34万5,000円を減額するのは私もちょっと合点がいかなかったというか、たださっき図書館長の方からもお話があったように、そういう3%の依命通達が来たと、義務的経費を削減するわけにいかないのをこれを、図書購入費の方を削減したと聞いたんですけども、これはちょっと私も残念だったなというふうに思っているんですが、ちょっと無責任なようですが、そういう感じがしています。

今回も、この34万5,000円が不用のような形で270万2,000円ですか、この予算がついたのではないと思うんですけども、私どもとしてはやっぱり図書購入費というのは減額の方向でなくて、むしろ増額の方向で予算要求は来年度以降ふやしていきたいというふうに考えています。

○大道寺 信委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 今の件に関して私もちょっとお聞きしたいんですが、図書購入に関して、図書購入の選定委員会のような市民が入った委員会のようなものはないんですか。

○大道寺 信委員長 宇津木正紀図書館長。

○宇津木正紀図書館長 選定委員会は職員で行っているところでございます。市民の入った選定委員会というのはつくっておりません。

○大道寺 信委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 職員といいますと、お二人でやっておられると、こういうふうなことでですか。

○大道寺 信委員長 宇津木正紀図書館長。

○宇津木正紀図書館長 デーシーエスに委託しておりますので、図書館で働いている職員も一緒になって選定委員会をしているところでございます。

○大道寺 信委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 それはまた複雑な問題が絡みそうなので、そっちの方は言いませんけれども、しかしこの利用者も入った、普通どこ

の図書館でもそういった選定の委員会をつくっておると、そしてできるだけ広い視野で図書選定をやるというふうなことはほかの図書館でもそうやっていると聞いておりますが、そういったことでなくて任せているんですか、そうすると。

- 大道寺 信委員長 宇津木正紀図書館長。
- 宇津木正紀図書館長 以前から選定委員会がございまして、そちらの選定委員の方をお願いしているところです。市外の方で市民の方の参加されて選定委員会あるところについては、これから勉強して、私もどのような形になってるか勉強させていただきたいなというふうに今感じるところでございます。以上です。
- 大道寺 信委員長 12番、藤原民夫委員。
- 12番 藤原民夫委員 さっき蒲生委員の方からも詳しく質問がありましたけれども、やはり図書館は図書が命ですから、この1割近い残を残すというのは非常に残念で、またそうしてはならないのではないかと思うんです。大体この予算を査定を受けて非常に悔しがるというのが大体のところなんです。ですから、これはもっと計画的に、この図書の予算の計上に当たっては詳しい計画書などもあると思うんで、それを執行するということにもっと心を配らなければいけないのではないかと、そういう点では図書館長としてどのようにお考えですか。
- 大道寺 信委員長 宇津木正紀図書館長。
- 宇津木正紀図書館長 お答え申し上げます。
ただいま藤原委員ご指摘のとおり、20年度については計画的に本の購入を進めて、予算を残すことなく執行できるように努力したいというふうに感じているところですので、20年度はそうのように進めさせていただきたいというふうに考えております。
- 大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- 6番 蒲生光男委員 ページ数で39ページ、13節の委託料、それから40ページの同じく13節の

委託料で、当初予算にはなかったんですが、この心電図検診業務委託料と出てきておりますけれども、これはどういう経過でこういうようなことができたのかについてお聞かせください。管理課長ですか。

- 大道寺 信委員長 鈴木義一管理課長。
- 鈴木義一管理課長 お答え申し上げます。
当初予算に見込んでなかった心電図の検診委託料でございます。
- 大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- 6番 蒲生光男委員 えらいそっけない答弁なんです、その見込んでいなかったということは、本当は見込まなければいけなかったということですか、じゃあ、お聞かせください。
- 大道寺 信委員長 鈴木義一管理課長。
- 鈴木義一管理課長 申しわけございません。そのとおりでございます。
- 大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- 6番 蒲生光男委員 見込まなければいけなかったものを見込まなかったと、これはどういうことなんでしょうかね。単にエラーですか、ヒューマンエラーですか。こういうことがたびたびあるかどうかわかりませんが、あつてよろしいんでしょうかね。不用額出てますからいいですけども、出なかったらどういふふうな予算措置をする予定だったんですか。この心電図の検診業務委託料というのはそもそもどういう検診業務やってる、中身についてはいかがですか。
- 大道寺 信委員長 鈴木義一管理課長。
- 鈴木義一管理課長 小学校、中学校につきましても学年を指定して検診をするものでございます。
- 大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。
- 6番 蒲生光男委員 心電図を私たちが撮るような形で心電図を撮るんですか、これ。それは撮らなければいけないという何かの上の規定とか縛りがあつてそうなってるものですか。
それと、なぜこれが漏れたのでしょうか。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 財政課長がこっちの方見
てますんで、財政の方でわかってれば。どなた
でもいいです。かゆいところに手の届く答弁を
してほしいですよね、つまり。

○大道寺 信委員長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 お答えいたします。

今回の補正の要求に当たりまして、私が把握
している中身では、当初は12節の手数料の方に
この心電図の費用が計上されておった、ところ
がその実際の執行段階に当たって委託契約を締
結する関係で、12節の計上よりもむしろ13節の
計上の方が適切であろうということで、13節の
方に組み替えという形をとらせていただいたも
のでございます。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 そういうふうにわかりや
すく答えてもらおうとそうかということなんです
が、その件はわかりました。ですけども、心電
図の撮り方というのは、私たちが心電図を受け
るような、そういうようなことを医療行為とし
てやってるのでしょうか、この点についてはい
かがでしょうか。

○大道寺 信委員長 鈴木義一管理課長。

○鈴木義一管理課長 あのように心電図を撮って
おりまして、中学生の場合ですと、1年生1学
年分というふうになります。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 もう少し丁寧に答えてほ
しいんですよね。小学校と中学校と両方あるわ
けですよ。そうすると、何人に対してその心電
図を撮られてるわけですか。小学校何人、中学
校何人。

○大道寺 信委員長 暫時休憩とします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時32分 再開

○大道寺 信委員長 休憩前に復し、会議を再開
します。

鈴木義一管理課長。

○鈴木義一管理課長 大変申しわけございませ
んでした。心電図につきましては、小学校1年と
中学校1年生のときに検診するようになってお
ります。小学生285人、中学生315人でござい
ます。以上でございます。

○大道寺 信委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 わかりました。わかりま
したけども、定例議会を振り返ってという中で、
当局の皆さんはもう少しこの程度のことかわか
らないということじゃなくてわかるようにして
ほしいと議長名で市長にもお願いしてございま
す。ましてやこの13節の委託料と12節の役務費、
隣近所じゃないですか。上の方で三角で下の方
でプラスになってるんですから、こんなにわか
りやすいことないと思うんですよね。ぜひそう
いったことを今後はお願いをしたいと、市長に
お願いをしておきますのでよろしくお願いた
します。以上です。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 委員長にお願い申し上
げますが、そんなに時間とりませんけど、しば
らく一問一答でさせていただきたいと思いま
すのでお願いします。

○大道寺 信委員長 結構です。どうぞ。

10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 まず、総務課長にお伺
いをしますが、いや、市長の方がいいな。市長
にお伺いをします。先ほど蒲生吉夫委員からも
出ましたけれど、商工観光課がTASに移って
いくということで何点かお聞きをしたいと思
います。私、施政方針にも書いてありますけれど、
この目的というかねらいというのがちょっと漠
然としているなという感じがするんです。なぜ

今その商工観光課がTASの中にある地場産業振興センターのところと一緒にしていく必要があるのかについてまずお聞かせをいただきたいと思います。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

これは地場産業振興センターと、それからいわゆる観光の部分でございますが、観光と物産は私はまず一体として取り組むべき課題であるというふうに思っております。現在、観光は観光、物産は物産ということでどうもその接点が薄いということから、まずは地場産業振興センターと商工観光課、もっともっと綿密に業務等と一緒にやるべきだと、観光協会も、商工会議所内でございますが、TASの中に入っているということから、この3者であわせて一体となった活動をすべきだろうと。加えまして、20年度からはレインボープランの農産物のブランド化を始めます。そういったことから、販路を開拓しなきゃならない。しかし、地場産業振興センターは職員としてはプロパー職員が3名おります。女性の職員3名でございます、あと市から1名、この体制ではなかなか新しい事業を開拓するのは難しいということから、商工観光課との連携によって、そちらの販路開拓も地場産業振興センターが中心となって行えるような、そんな体制を考えたところでございます。加えて工業振興の部分でございますけども、特に市民の皆様から要望の強い企業誘致あるいはものづくりの振興、そういった部分でさらに商工会議所との連携を深めるには同じ場所の中の方が連携強化につながるという判断から地場産業振興センターのスペースを賃借しまして、借りて、そこで一体となった業務を行うべきだなというふうに判断したところでございます。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 施政方針にもそれらしいことは書いてあるわけですが、どうも釈然と

しないんです。私、商工観光課が地場産業振興センターの2階のところに行って、そしてまず地場産業振興センターと、そして現在、商工会議所の中にある観光協会とまず3者で観光と物産の一体化を図る。レインボープランの関係では、プラスして販路開拓もする。企業誘致の関係やものづくりなどの振興も図るのだという考えはわかります。わかりますけれど、しかしそれでは例えば5者か6者ぐらいになるんでしょうか、商工観光課、地場産業振興センター、それから観光協会、商工会議所、西置賜産業会と書いてありますけれど、どこが主導するんですか。

私、何でもこういうことを言うかということ、結局寄せていろんなことをそこで始めるのはいいと思うけれど、最終的にいろんなことをやる中心はどこになるんですかということ、それから最終的にうまくいくことばかりでないと思うんですね。責任の所在というのは一体どこになるのかというのが、こういうふうな場合、特にやっぱり最初からはっきりしとかなないと私はいけないと思うんです。寄せてみて、全部プラスの要素があるんだったらいい。だけど、寄せてみたら逆にマイナスだったということだってあるわけで、そのところはどこが一体こういうふうにあそこの場に寄せて主導を図っていくのかということ、それをまずはっきりしていただきたいのと、それからおのおの責任分担あると思いますが、そこはおのおのでちゃんとそういうふうに責任を持つのだという何かがあれば私はちょっと危ないなという気がするんですけども、そこはどう整理されているんでしょうか。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋委員がおっしゃる危ないということは私にはよく理解できませんが、やはり産業の振興、活性化を図る際に全く保障されたものということで最初から考えるということ自体が私は違うだろうと。やはりこういう厳し

い情勢の中で、施政方針でも申し上げましたけれども、あれぐらい長井の経済成長率ってマイナスじゃないですか。その中で何らかの打開を求めるといったときに、私は判断として商工観光課がやっぱり音頭をとって、それなりの接着剤にならなきゃいけないというふうに判断したところでございます。ですから、確たるものがなかったらやるべきじゃないという考えとは全く私は認識が違うというふうに思います。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 私はそういうふうには言ってるんじゃないで、寄せ集まりになるとどこが本当に最終的に責任を持つのかというところが希薄になってしまいますよという話をしてるんです。だからそこは、今、市長がおっしゃられたように、商工観光課があそこに行くことによって商工観光課がいろんな団体をつないでくるという役割を果たすということでしょう。だとするならば、あくまでも商工観光課があそこに行って、商工観光課が中心になって、これからの事業展開をするというよりも新たな展開策をそこで練ると、その中心になるのだという理解でいいのですか。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 私、先ほどから申し上げておりますように、それぞれの役割分担ということではなく、今それぞれなさってるわけですから、その中で商工観光課がもう少し音頭をとってうまくつなげていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 それで、先ほど市長は賃借料を払ってというお話をされたわけですが、賃借料ってどれくらい払うんですか。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 20年度の予算では260万円を計上しております。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 この260万円というのは、いろいろあるんでしょうけれども、今、地場産業振興センターに補助金として行ってますよね、運営費補助金、建設もありますけれど、それとの関連でここを相殺みたいなのはあるんですか。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 先ほどの260万円、大変申しわけございません。250万円に訂正させていただきます。委員ご指摘のとおり、地場産業振興センターの運営費補助につきましては、マイナスの部分がその対象となりますので、基本的に、ですから250万円の賃料は向こうの収入として見ますので、イコールではございませんが、その分、市の運営費補助については減額されるものというふうに思います。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 わかりました。私はそれくらいいわば新しく行くことによってお金がかかるわけで、今回だって総額60万円以上かけるわけですね、この部分だけで。それやっぱり、道路財源ではないけれど、それぐらいお金を払ってやるわけだから、それなりのやっぱり道路でいえば便益というふうには思いますけれど、効果を、これ私は期待をしたいと思えます。そういう意味で、私はそこで年間250万円払って、それでも効果が上がるということになってほしいわけですが、当面はどこの分野でどういう効果を期待していらっしゃるでしょうか。この項ではこれだけお聞かせください。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 当面は観光と物産をまずつなぐ役割をすると、ですから例えば一言で言えばいいのかもしれませんが、いろんなイベント等で観光だけということじゃなくて、物産だけということじゃなくて、それをあわせた効果をねらうということ、それと西置賜産業会が同じフロアに事務所的なものを設けるということで

+

ございますので、そこで工業振興の部分、ものづくりの振興についてさらに連携を深めていくということだと思っております。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 ここ終わりにしたかったんですけども、その西置賜産業会ってどういう組織ですか。それでどこに入るんですか、ここの。今、地場産業振興センターがいるところに地場産業振興センターと商工観光課と西置賜産業会が入るということですか。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 西置賜産業会というのは、もともと西置賜工業会で商工会議所が事務局を担っているかと思えます。それが今までは工業会ということだったものを産業会ということで異業種も、いわゆる農業、商業、そういったものも含めて組織替えをしたと、具体的にどこに事務所入るかは認識しておりませんが、商工会議所と一体でございますので、その部分を民間の方でもぜひ産業会としていろんな行動をとりたいということでございますので、観光、物産も、ものづくりに加えてかかわってくるということに非常に期待をしているところでございます。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 ちょっとなかなかわかりにくいんでお願いしたいんですけども、いろんな団体が集まりますね。それぞれがどういう連携をするのかというのは、絵図にしたものとか、みたいなのというのはないんですか。あれば私は示していただきたいと思うんですが、どうですか。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 今の段階では、具体的には私はそういったものは持ち合わせておりませんが、まず1つは、端的に言えば、地場産業振興センターと商工観光課、観光協会、この3つがまず一体化するというところでございまして、その後、

具体的な部分は20年度に入ってから具体的な施策的なものは始まると、ただ地場産センターと商工観光課、あと観光協会については具体的にどうするというははまだ明記はしてないですけども、大体の合意はあるものだというふうに思っております。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 ぜひこういうふうな有機的な連携でこういうふうにしたいというのが1つ、もう一つは、お互いの職員に少し話を聞いてみると、うんと心配しているわけですけども、商工観光課の職員は商工観光課の職員なりに、地場産業振興センターの職員は地場産業振興センターの職員なりにどうなるんだろうということを少し不安を持っているわけです。そこはぜひわかりやすく私は説明をしながらこれから進めていただきたいというふうに思っているわけですけども、ここはそういうふうにしていただけますね。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 商工観光課の職員とは話し合いをいたしました。一人一人のご意見はいただきました。しかしこれは政策的なものだから、職員の意見はわかりましたけども、あとは政策的な面で判断させていただくというふうに申し上げたところでございます。事務所の移転等については、例えば学習プラザから今の教育委員会が清水町の事務所に移ったときにどういう話し合いが持たれるのかわかりませんが、これは多分にやはり政策的なものであったり、あるいは例えば商工観光課が移ることによって、今まで不便だった部分、解消されるところがございまして。例えば年金相談等で市民の皆様が市役所へいらっしゃると3階まで行かなくていい。高齢の方が多いです。そこを今まで残念ながらそういった場所を設けることができなかった。しかし今回、商工観光課がそうい

ったことで政策的に私は向こうに移ってこれから努力してもらいたいと思ってるんですが、結果として1階の部分が会議室として使えると、ですからそういったこと等々も総合的に私は判断しておりますので、そういった意味では、職員の意向も聞きますけども、労働組合の交渉みたいな考え方はしておりません。合意しなかったら移れないというふうなことは考えておりません。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 そんなことを言ってるのではなくて、お互いに心配をし合ってるから、そこはぜひ理解を深める、そういう機会を私はきちっとつくって円滑に進めてもらいたいというふうに申し上げてるだけです。それは誤解のないようお願いをしておきたいと思えます。

次に、20ページの長井ダム環境整備推進費の工事請負費の関係と、それから37ページ、防災費の工事請負費、防災行政無線等移設工事費に関連をして、この2つのことに関連をしてお聞かせをいただきたいと思えます。今回具体的には何も示されていませんけれど、この補正予算を見る限り、今の長井ダムの推進室がどうも企画調整課の方に移りそうだとということと、先ほど来お話の中にもちょっと触れられてるようですが、第2庁舎1階にある市民課の生活環境係が本庁舎に今度移ってくるということがあるようです。そのほかにもいろいろあるみたいなんです。例えば工事検査が会計課から財政課に移るであるとか、あるいはもう一つ何かがありましたね。それぞれあるようなんですけれども、私ちょっと不思議でならないのは、本庁舎やそれじゃあ第2庁舎というのは、今の職場の張りつけが変わるわけで、実際どういうふうに張りつけになるのかというところがわからないんです。実は私も会派で、これらの問題聞いておりましたので、実際どういうふうに配置をするんで

すかということではきょうまで資料を下さいというふうに言ってたんですが、いただいていないんです。今の段階でどういうふうに張りつけようとしているのか、総務課長、お聞かせいただきたいと思えます。

○大道寺 信委員長 平 進介総務課長。

○平 進介総務課長 お答え申し上げます。

この4月現在の配置図ということで、本庁舎と第2庁舎の部分の資料要求ございましたけれども、現在まだ調整中というようなことで、後日提出させていただきたいということでございます。現在考えておりますのは、第2庁舎の1階にあります市民課の生活環境係の部分ですが、この部分では防災業務を担当しております。そこに防災行政無線があります。また、市民課の課長のちょうど後ろ側に地震計ありまして、そうした関係では、こうした防災に関する部署については、同じ市民課ですので、1つのフロアで業務をするというふうなシステムが望ましいというふうな考え方でございます。ですので、生活環境係を本庁の1階に持ってこれないかというふうなことで現在調整しておりますところでございます。

そうした場合に、現在の案としましては、税務課の西側、売店との間のところに女子更衣室でございますが、この部分に市民課の一部を移転できないかというふうに考えております。そうしたことから、また企画調整課でございますが、20年度からレインボープランの一部について業務委託を行うということでもありますので、現在の企画調整課の部分については人数の減が見込まれるということでもありますので、その部分に長井ダム環境整備推進係を企画調整課の本体の中に入りまして、現在ある長井ダム環境整備推進係の部分女子更衣室にできないかと、また女子更衣室につきましては1階部分にも必要というふうに考えておりますので、その部分については現在使っておりません収入役室の部分も

+

更衣室として一部使用できないかというふうなことで考えておるところでございます。ただ、何分現在調整中でございますので、この部分については今現在、案としては持っておりますが、もう少しはっきりした段階でお示したいというふうなことで後日提出させていただきたいというふうなことでございました。以上です。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 そういう考え方は考え方でいいんでしょうけど、私、不思議だなと思ったのは、きょう決まるんだよね、きょうというかこの7日の日に決まるんですよ、この補正予算というのは、年度内にしなきゃならないからということできょう審議をしてるわけだけど、その段階でまだどこにどうするか決まらない、あるいは明らかにならないというのではなかなか私も判断するのが大変だなというふうに思うわけですよ。そこは、じゃあこういう整理でいいですか。できた段階で少なくともそれぞれの所管の常任委員会にはこうするというふうにお示しただけというふうに整理をせざるを得ないようですが、そういうことで確認をさせていただいていいですか。

○大道寺 信委員長 平 進介総務課長。

○平 進介総務課長 そのようにさせていただきたいと思います。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 それでは、そこはそういうふうをお願いをしたいと思います。

最後ですが、25ページの後期高齢者の医療制度システム構築委託料の関係で、今回も100万円以上の支出があるわけですが、その点についてお聞かせいただきたいと思います。市民課長にお伺いしますが、全部入札が終わって、そして契約も終わったというふうに理解をしているわけですが、結局それぞれのところで契約というのはどこと契約をして、それぞれ契約額が幾らでというのがわかると思いますが、そ

れはまずどうなっているのかお聞かせをいただきたい。

○大道寺 信委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 お答え申し上げます。

後期高齢者医療電算システムの契約でございますが、システム開発業務と国民健康保険電算システム改修業務の2つありまして、予算の財源でございますが、一般会計と介護特別会計が医療電算システム開発、これの契約額が3,222万4,500円となっております。また、電算システム改修の方でございますが、これは国保特別会計が財源でございます。3,594万1,500円、合わせまして6,816万6,000円となっております。以上です。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 12月の段階でIBMが落としたというのは聞きましたけれど、もう1社、違う部分でもう1社入ってるんですか。そこはどうですか。

○大道寺 信委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 失礼しました。契約の相手方については、IBMでございます。ほかの業者は入っておりません。以上です。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 わかりました。この総額6,816万6,000円というのは県内35市町村の中でどれくらいの位置にいますか。高い方にいますか、低い方にいますか。

○大道寺 信委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 こちらでお聞きした中では長井市が最高額というふうに認識しております。以上です。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 それで、実は過日、後期高齢者医療広域連合の事務局の事務局長とお話をする機会をいただいて幾つかお聞きをしてきたわけですが、これから具体的に後期高齢者の医療に該当する被保険者に対して後期高齢者

医療広域連合からと、それから各市町村からいろんな通知が行きますね。その保険料の賦課、あるいは納入通知などについて、長井市だけほかの34市町村と違う取り扱いをしていると、していくということをちょっとお聞きをしたんですが、そういう事実はあるのですか。具体的にはどういうふうになるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○大道寺 信委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 お答えを申し上げます。

オンラインで結びまして、データを広域連合の方に送る段階で、長井市がまだそこまでいってなかった、ほかの自治体よりもおくれていたのは事実でございます。その最終リミットが10月の中旬でありましたが、そこまでは間に合ったと、契約が間に合ったというようなことで、システムのオンライン化についてはその後は支障なくなっているというふうに思っております。以上です。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 私、長井市だけと、こう言われてむかつきたのもあるんですけども、住民というよりも被保険者に対して本来だったら1枚しか行かない。しかし、長井市だけ2枚行きますよというシステムがあるんだそうです。「これは長井市だけなんです、長井市だけなんです」と何遍も言われたもんだからちょっとむかつきたんですが、それは一体何なのかというのが私よくわからないんで今お聞きしてるんですけども、どうですか。

○大道寺 信委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 お答え申し上げます。

10月の段階、9月の末までは大変長井市がおくれていたというのは事実で、そこまでは長井市は特別扱いだというふうなことでお聞きしていたんですが、その後について、そういった事実は私の方に届いておりませんので、今はスムーズにいったるというふうに認識しております。

以上です。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 私お会いしたのは1月なんですよ、事務局長とお会いしたのは。私、ちょっと腑に落ちないので、そういう事態、これ以上ここで押し問答してたってしようがないのですから、実際どうなのか調べていただいて、後で、少なくとも予算委員会より前にお聞かせをいただきたいというふうに思いますが、どうですか。

○大道寺 信委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 平成20年度の予算特別委員会前までというふうなことでよろしいでしょうか。

○10番 高橋孝夫委員 はい。

○浅野敏明市民課長 了解しました。それまでに準備いたしたいと思います。

○大道寺 信委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

+

議案第40号 平成19年度長井市 国民健康保険特別会計補正予算第4 号についての質疑

○大道寺 信委員長 次に、議案第40号 平成19年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第4号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第41号 平成19年度長井市 物品調達特別会計補正予算第2 号についての質疑

○大道寺 信委員長 次に、議案第41号 平成19年度長井市物品調達特別会計補正予算第2号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 質疑もないので、質疑を結びたいします。

議案第42号 平成19年度長井市 公共下水道事業特別会計補正 予算第3号についての質疑

○大道寺 信委員長 次に、議案第42号 平成19年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第3号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 質疑もないので、質疑を結びたいします。

議案第43号 平成19年度長井市 山形鉄道運営助成事業特別会計補正 予算第1号についての質疑

○大道寺 信委員長 次に、議案第43号 平成19年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第1号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 質疑もないので、質疑を結びたいします。

議案第44号 平成19年度長井市 農業集落排水事業特別会計補正予算

第2号についての質疑

○大道寺 信委員長 次に、議案第44号 平成19年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 質疑もないので、質疑を結びたいします。

議案第45号 平成19年度長井市 訪問看護事業特別会計補正予算第1 号についての質疑

○大道寺 信委員長 次に、議案第45号 平成19年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第1号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 質疑もないので、質疑を結びたいします。

議案第46号 平成19年度長井市 介護保険特別会計補正予算第2号に ついての質疑

○大道寺 信委員長 次に、議案第46号 平成19年度長井市介護保険特別会計補正予算第2号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 質疑もないので、質疑を結びたいします。

議案第47号 平成19年度長井市

浄化槽事業特別会計補正予算第2号 についての質疑

○大道寺 信委員長 次に、議案第47号 平成19年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第2号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第48号 平成19年度長井市 水道事業会計補正予算第2号につ いての質疑

○大道寺 信委員長 次に、議案第48号 平成19年度長井市水道事業会計補正予算第2号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で各会計補正予算案に対する質疑は全部終了いたしました。

平成19年度長井市各会計補正予算 案の表決

○大道寺 信委員長 これより各会計補正予算案に対する討論、表決であります。ご意見のある方は本会議にてご発言いただくこととし、この際、討論を省略し、直ちに採決を行います。

まず、議案第39号 平成19年度長井市一般会計補正予算第7号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○大道寺 信委員長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号 平成19年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第4号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○大道寺 信委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号 平成19年度長井市物品調達特別会計補正予算第2号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○大道寺 信委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号 平成19年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第3号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○大道寺 信委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号 平成19年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第1号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○大道寺 信委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号 平成19年度長井市農業集

落排水事業特別会計補正予算第2号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○大道寺 信委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号 平成19年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第1号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○大道寺 信委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号 平成19年度長井市介護保険特別会計補正予算第2号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○大道寺 信委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号 平成19年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第2号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○大道寺 信委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号 平成19年度長井市水道事業会計補正予算第2号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○大道寺 信委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決

定いたしました。

散 会

○大道寺 信委員長 以上で本日の案件の審査は全部終了いたしました。

なお、来る7日の本会議における本委員会の審査報告の文案につきましては、私に一任くださるようお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 3時09分 散会